

商標登録について

「ふれジョブ®」創始者西幸代氏の詩や著作は知的財産として、名称は商標登録して、無断使用されたり活動の趣旨を変えらたりしないよう守っています。顧問弁理士より、既存の活動団体が法人に新規登録後に、ふれジョブ®の商標登録を法人に移し、それによって特定の個人への負担を解消し、社会的信用と経済的支援を得て、誤解なきふれジョブ®の理念の普及を行うこととして進めています。

「2008年（平成20年）2月13日、「ふれジョブ®」の商標登録出願を行い、西幸代が2009年1月9日、商標登録（登録番号5194158号）を行いました。登録に係る商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務は、「ふれジョブ®の実施及びふれジョブ®の名称使用、それにかかわる文献や資料の利用、ふれジョブ®理念の理解啓発ができる指導者の育成または指導又は知識の教授、ふれジョブ®の研修の企画・運営又は開催、講演会・研修会の企画・運営又は開催、その他のセミナーの企画・運営又は開催」というものです。